

平成 24 年 6 月 26 日
関東管区行政評価局

3 歳未満の子の養育期間における標準報酬月額 特例措置についてさらに周知を！

総務省関東管区行政評価局に、埼玉県内の方から次の行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか 7 名）において検討した結果を踏まえて、平成 24 年 6 月 26 日、日本年金機構に、厚生年金被保険者等に対して、標準報酬月額特例措置のより一層の周知を図るための具体的な措置について検討するようあっせんします。

【相談要旨】

私は、埼玉県内で小規模な会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。子どもの出産に伴い、育児休業を取得した後、仕事に復帰したが、復帰後は勤務時間を短くしたことから給与が下がり、これに合わせて標準報酬月額（注）も数万円下がった。

この状況を知人に話したところ、子どもが 3 歳になるまでは子どもが生まれる前の高い標準報酬月額が適用される制度があると教えられ、驚いて手続を行った。もし、知人からこのような制度があることを教えてもらえなかったら不利益を受けてしまうところだった。こうした制度はもっと周知すべきではないか。

（注）厚生年金保険において、保険料の額や給付額を決定する際の基準となるもので、給料などの報酬そのものの金額ではなく、一定の範囲の金額を 1 つの標準額に統一したもの。

（例：報酬月額が 21 万円以上 23 万円未満の場合、標準報酬月額は 22 万円）

制度の概要と現状

標準報酬月額特例措置とは、次世代育成支援の拡充を目的とした少子化対策の一環の施策であり、子が 3 歳までの間、時間短縮勤務等の形態で働き、それにもなつて標準報酬月額が低下した場合でも、子が生まれる前の標準報酬月額と同額とみなし、将来的に年金額を受け取ることができる仕組みとして、平成 17 年 4 月に設けられたものである。

厚生年金保険法第 26 条及び厚生年金保険法施行規則第 10 条の 2 により、3 歳未満の子を養育する被保険者等は、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、原則として事業主を経由して年金事務所に「厚生年金保険養育期

間標準報酬月額特例申出書」により申請すれば、その標準報酬月額が低下した期間については、従前の標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算する標準報酬月額特例措置が受けられ、かつ、保険料の負担額は低下した給与等に対する標準報酬月額に基づいて計算されることとなっている。

なお、申出よりも前の期間については、申出日の前月までの2年間について標準報酬月額特例措置が認められることとなっている。また、養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の被保険者であった月の標準報酬月額が前月の報酬月額とみなされる。その月前1年以内に被保険者期間がない場合は、標準報酬月額特例措置は受けられない。

当局の調査結果

当局が標準報酬月額特例措置の周知状況等について調査した結果は、以下のとおりである。

- ◆ 標準報酬月額特例措置の周知方法としては、日本年金機構ホームページの年金に加入している方（被保険者）向けの「シーン別手続き案内」の中で手続方法等を掲載し、標準報酬月額特例措置の申出書や記載要領がダウンロードできるようになっているほか、新規適用事業所等に配布する冊子「健康保険・厚生年金保険の事務手続き」の中に掲載している。
- ◆ また、一部の年金事務所（管内10都県中3都県の年金事務所）では、事業主へ毎月送付する保険料納入告知書に同封するお知らせの中で、標準報酬月額特例措置に関して記載し周知している。
- ◆ 当局が抽出調査した埼玉県内の年金事務所では、事業主や被保険者から電話等で育児休業等関係の照会や相談があった際に、個別に標準報酬月額特例措置について周知する程度であるとしている。



改善の必要性

当局の調査結果からは、標準報酬月額特例措置が事業主及び被保険者に十分に周知されているとは言い難い状況が認められ、また、標準報酬月額特例措置を知らないことにより不利益を被っている被保険者が存在することも想定される。

(あっせん等の要旨)

日本年金機構は、厚生年金被保険者等に対して、標準報酬月額特例措置のより一層の周知を図るための具体的な措置について検討することが必要である。



【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室
林、廣本

電話：048-600-2313
FAX：048-600-2335